

# 計画骨子（案）について

## ■ 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

○これまでの少子化対策、本計画策定に至る経過・背景について記述。

### 2 計画策定の趣旨

○法及び基本指針等の目的・理念に基づき、策定の趣旨を記述。

### 3 計画の位置づけ

○子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

○次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」

○児童福祉法に基づく「市町村整備計画」を内包

○「葛飾区基本計画」等をはじめ、関係する法律や計画などとの調和を図る。

### 4 計画期間

○平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期として作成

### 5 策定体制

○子ども・子育て会議の設置（市町村は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映などのため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努める—子ども・子育て支援法に基づく基本指針案より）

○ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取

## ■ 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

○本区の子ども・子育てを取り巻く概況について記載。

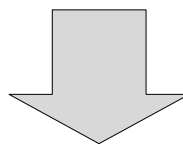
## ■ 計画の基本方向

○本計画における基本的な考え方を示す。

- ・ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・ 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。
- ・ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う
- ・ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

(国の基本指針案より抜粋)

※今後、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の改定版が示される予定となっているため、必要に応じて追加する可能性がある。



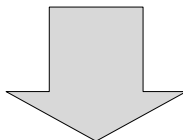
### <計画におけるポイント>

- ◆ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆ 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆ 地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆ 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆ 妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆ 各々が協働し、それぞれの役割を果たす

## 1 基本理念

<後期計画の基本理念>

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく



<新たな基本理念案>

すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、ともに支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される社会を目指していく

## 2 基本目標

○基本目標については、現行の子育て支援行動計画（後期計画）を基本に考えつつ、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の考え方を踏まえ整理する

<新たな基本目標（案）>

基本目標1：教育・保育・子育て支援サービスの充実

—身近な地域のサービス充実で、すくすく子育て！—

基本目標2：母子保健・相談支援

—親子いっしょに健康で、すくすく子育て！—

基本目標3：仕事と生活の調和

—ワーク・ライフ・バランスで、すくすく子育て！—

基本目標4：安全・安心なまちづくり

—安全・安心なわがまちで、すくすく子育て！—

基本目標5：教育・家庭・地域の連携

—学校・家庭・地域が手を取りあって、すくすく子育て！—

基本目標6：虐待防止、障害児・ひとり親支援

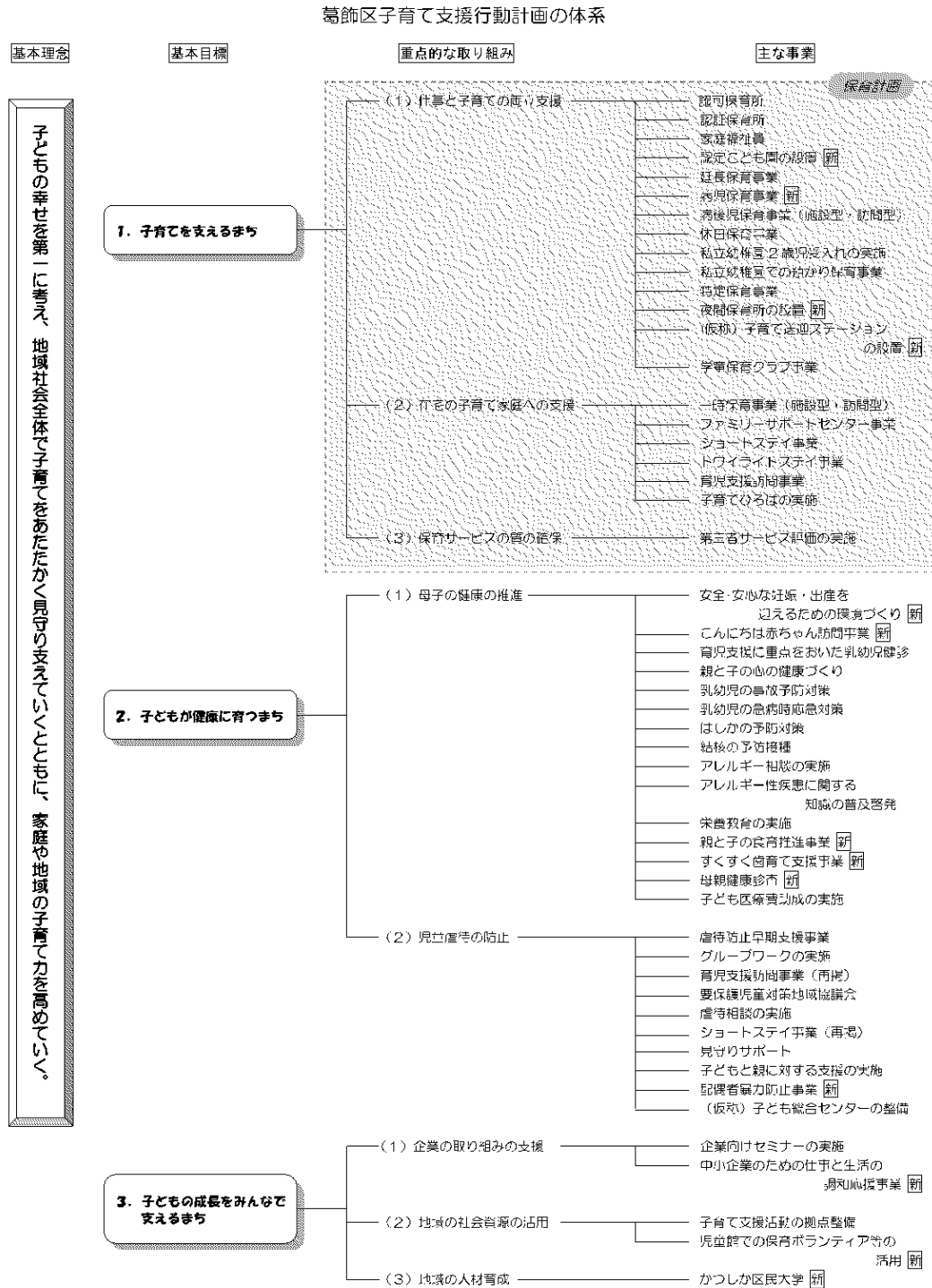
—ひとりひとりが自分らしく、すくすく子育て！—

### 3 施策の体系

○施策体系図を表示。

(別添葛飾区子育て支援行動計画(後期計画)概要版の体系図を参照)

【体系図イメージ】



## ■ 施策の展開

### 基本目標1：教育・保育・子育て支援サービスの充実

—身近な地域のサービス充実で、すくすく子育て！—

- 「教育・保育・子育て支援サービスの充実」などの取り組みについて整理。

### 基本目標2：母子保健・相談支援

—親子いっしょに健康で、すくすく子育て！—

- 「母子の健康の推進」、「子育て家庭の相談・支援」などの取り組みについて整理。

### 基本目標3：仕事と生活の調和

—仕事と家庭が調和して、すくすく子育て！—

- 「企業の取り組みへのサポート」、「仕事と家庭の調和の推進」などの取り組みについて整理。

### 基本目標4：安全・安心なまちづくり

—安全・安心なわがまちで、すくすく子育て！—

- 「子育てしやすい都市環境の整備」、「子どもの安全の確保」などの取り組みについて整理。

### 基本目標5：学校・家庭・地域の連携

—学校・家庭・地域が手を取りあって、すくすく子育て！—

- 「学力・体力の向上」、「教育環境の整備」、「学校・家庭・地域の連携」などの取り組みについて整理。

### 基本目標6：虐待防止、障害児・ひとり親支援

—ひとりひとりが自分らしく、すくすく子育て！—

- 「児童虐待の防止」、「障害児への支援」、「ひとり親家庭への支援」などの取り組みについて整理。

## ■ 子ども・子育て支援事業計画における目標量及び確保策

### 1 教育・保育提供区域に関する事項

- 地理的条件、社会的条件等を総合的に勘案し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業それぞれについて「教育・保育提供区域」を定める。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容に関する事項

- 国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「教育・保育の量の見込み」を定める。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育の確保の内容を設定。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容に関する事項

- 国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容を設定。  
※2及び3については、別紙1「量の見込みと確保方策の記載イメージ」を参照

### 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

- 国から提示される基本指針等に沿って、認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定める。

## ■ 計画の推進体制

### 1 計画の周知

- 子育てに係る関係者をはじめ、多くの区民の理解・協力が重要であることから、計画の周知について記載。

### 2 関係機関等との連携・協働

- 教育・保育事業者、家庭、地域、企業、行政の連携及び協働について記載。

### 3 計画の実施状況の点検・評価

- 施策の実施状況について点検・評価し、結果を公表すること等について記載。

### 4 子ども・子育て会議の設置

- 施策の実施状況について点検・評価等を行うため、子ども・子育て会議を設置することについて記載。

### 5 その他

- 葛飾区基本計画における「公共施設の効果的・効率的な活用」や「子育て支援施設の整備方針」による全庁の取組を踏まえた推進について記載。